

監査公表第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年7月29日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
会計課

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間
令和6年7月14日～令和6年7月25日

第5 監査の方法
令和6年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る令和5年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、現金の管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

【会計課】

意見

- 1 複数職員によるダブルチェックにより誤りを防ぐ工夫がされていることは評価できるが、限られた職員数の中では限界がある。財政課や担当課に対して適正な財務処理のやり方に関する情報を提供していただき、会計課職員への事務負担が過大とならないよう、各担当課に協力を仰ぎながら、円滑な事務執行に努めていただきたい。
- 2 令和6年10月1日から、公金の振込に手数料が必要となる。支払方法を見直すなどして、手数料の縮減に努めていただきたい。